



長尾次郎へ藍綬褒章下賜について
右謹んで裁可を仰ぎます

昭和二十八年十一月十三日

内閣総理大臣 吉田

茂



人閣第五七二号

案起

昭和三年十一月一日

閣議
決定昭和三年十一月十三日
上奏昭和三年十一月十三日
施行昭和三年十一月十三日
裁可昭和三年十一月十三日
昭和三年十一月十三日

昭和廿八年十二月拾九日伝達

内閣總理大臣

内閣官房長官

法制局長官

内閣官房副長官

内閣事務官

緒方國務大臣

大連國務大臣

石井國務大臣

安藤國務大臣

犬養國務大臣

山縣國務大臣

堀田國務大臣

大野國務大臣

岡崎國務大臣

保利國務大臣

小坂國務大臣

大野木國務大臣

小笠原國務大臣

岡野國務大臣

戸塚國務大臣

木村國務大臣

廢章條例第一条より藍綬廢章を賜ふ

長尾次郎

褒章条例第一條より藍綬褒章を賜ふ

身 長 大 正

小笠原國務大臣

岡田國務大臣

大隈國務大臣

大隈國務大臣

大隈國務大臣

山縣國務大臣

大隈國務大臣

大隈國務大臣

大隈國務大臣

大隈國務大臣

大隈國務大臣

大隈國務大臣

大隈國務大臣

大隈國務大臣

大隈國務大臣

大隈國務大臣

内閣總理大臣

内閣官制局長

内閣官制局長

内閣官制局長

内閣官制局長

内閣官制局長

内閣官制局長

内閣官制局長

内閣官制局長

内閣官制局長

内閣官制局長

内閣官制局長

昭和二十八年十二月十一日

内閣總理大臣官房賞勳部長村田八千穂



内閣總理大臣吉田茂殿

別紙長尾次郎褒賞の件を審査したところ
公衆の利益を興し成績著明な者と認め
られますから褒章条例第一条により藍
綬褒章を賜わるといたしたく上申しま
す。

官房賞勳部 上申第三二〇號

28.12.11 受

褒章を顕ひるものなり。其の功績を
公衆の利益を興し、其の功績を
褒章を顕ひるものなり。其の功績を

内閣総務省吉田茂

内閣総務省吉田茂

昭和二十八年十二月十二日

褒章の記案

長尾次郎

大正元年父祖の業を継いで米穀及び肥料商に従事し常に産米の改良優良品種の普及に尽力し又米飢饉或いは関東大震災の際には私財を投じて米穀の集荷輸送に努力後米穀商業組合の要職に就き更に広島県食糧営団食糧配給公団の部長支局長として食糧行政に貢献する等まことに公衆の利益を興し成績著明

藍綬褒章

であるよつて褒章条例により藍綬褒章
 を賜わつてその善行を表彰せられた
 も更には高島身勲賞団身勲酒公団の
 勲章に及び米疎商業協会の要綱に
 褒章の類に於て米疎の集
 の普及に及んで米賄難
 米商の救済に當り米の
 大正五十年父脈の業に
 身勲酒公団

褒章の言葉

身勲酒公団

祕食第一二三号

昭和廿八年十月廿八日

農林大臣 保利

茂



内閣総理大臣官房賞勲部長 殿

広島県安芸郡天応町

長尾 次郎

右は大正元年父祖の業を継いで米穀及び肥料商に従事し昭和十七年米穀が統制されるに至る迄の約三十年の長きに亘り精勵しこの

農 省



間に於ては単なる米穀の集荷、販売業務に止まず常に産米の改良、優良品種の普及に尽力し多大の成果を挙げた又大正七 years 米飢饉の際、或は大正十二年関東大震災の際に於ても巨額の私財を投じて米穀の集荷輸送に奔走してよくその危機を救つた昭和二十年八月広島市が原子爆弾の被害を受けた際に於ても食糧管団の別働隊である呉地区食糧国防団の責任者としてあらゆる困難を克服して食糧の配給業務への協力に全精神を傾注し短時日にして曲りなりにも配給業務を軌道に乗せることを得た成果はまことに偉大であつた

昭和二十年十月広島県食糧管団業務部長、昭和二十三年二月食糧

配給公団広島支局総務部長兼経理部長、昭和二十五年十二月同広島県支局長となり終始一貫米穀関係に携り公衆の便益を計りたる

功績はまことに顕著であつたので褒章条例によつ

て藍綬褒章下賜ありますよう御詮議願いたい。

祕食第一二三号の二

昭和廿八年十月廿八日

農林大臣官房秘書課長



内閣総理大臣官房賞勲部審査課長 殿

広島県安芸郡天応町

長尾次郎

右の者監製褒章下賜について本日祕食第一二三号をもつて申請したが本件については本年四月十七日附広島県知事より具申あつたので直ちに申請すべき処調査、その他諸種の事情によつて今日に至りましたが格別の御詮議により来る十一月二十三日附をもつて御下賜相成るよう御取計い願いたく依頼する。

屋として、広島、呉、大阪、東京、熊本等に営業所を設け、手
 (N) 広く米穀の集荷及び販売業務に従事したのであるが、販売先に
 は陸海軍関係への納入が相当量含まれ、而も、呉海軍々需部に
 納入する軍用米に關する限りその殆んど全部が同人の扱にかゝ
 つていた等の關係から納入米穀についての品質は出来得る限り
 又良好のものであることが常に要請され、一方このことが直接県
 下米穀生産者の福祉の増進にもつながるものであると達観した
 米同人は、長年にわたつて県当局、試験研究機関、農業団体等と
 緊密なる連絡協調の下あらゆる方法を創意工夫して広島県産米
 同の改良に没頭した。三月三日広島県立農工試験場にて同米
 大正十年、十一年にかけて胚芽米の需要旺盛なりし頃時代の要
 求に沿うべく種々研究の結果胚芽九九%以上留りの完成の実現
 により全国においても胚芽米の權威者として軍需を初め一般業
 界に飛躍し他の業者の追従をゆるさざるに至る迄にはその製法
 技術は勿論原料米の選択にあらゆる苦心を重ね喜多穂、農林六

号、旭種等小粒系にて外皮薄く硬質米にして胚芽の脱粒少く美
 味の条件を具備したる種子を取寄せこれが普及に努め遂に今日
 に至る本県産米改良の一因ともなつた
 爾来広島県としては米穀については全くの消費県であり、勢い
 「質より量」が強調され、他の消費都府県において概ね見られ
 る如く産米の改良に対しては、生産県のような熱意は払われな
 いとするのが常識であるが、これをくつがえしての同人の努力
 は逐次その効果を現し、納入価格及び買入価格についての他県
 産米との比較は左の通りとなつてゐる。
 (一) 県産米と他県産米との納入価格の比較

年	十三次	県産米	肥後米	北陸米	山陰米	四国米
大正十五年	四六八	四五八	四一八	四一四	四五四	
大正十七年	四〇六	三九一	三五二	三四七	三八七	

この表は、該当年において呉海軍々需部に納入した一俵
当り米穀の平均価格である

[illegible]

(二) 県産米と他県産米との買入価格の比較

年次	大正五年	七年	九年	十一年	十三年	昭和二年	四年	六年	八年	十年	十二年	十四年	十六年
県産米	三九八 銭	一三、三一	一六、〇二	一〇、四〇	一五、四六	一〇、七一	一〇、九七	六、二四	八、五〇	一一、八〇	一二、二三	一六、七〇	一五、〇〇
肥後米	三六八 銭	一三、〇一	一五、七二	一〇、一〇	一五、一六	一〇、四一	一〇、六七	五、九四	八、二〇	一一、五〇	一二、八三	一六、四〇	一五、七〇
北陸米	三二八 銭	一二、六一	一五、三二	九、七〇	一四、七六	一〇、〇一	一〇、二七	五、五四	七、八〇	一一、一〇	一二、四三	一六、〇〇	一四、三〇
山陰米	三四四 銭	一二、七七	一五、四八	九、八六	一四、九二	一〇、一七	一〇、四三	五、七〇	七、九六	一一、二六	一二、五九	一六、一六	一四、四六
四国米	三八四 銭	一三、一七	一五、八八	一〇、二六	一五、三二	一〇、五七	一〇、八三	六、一〇	八、三六	一一、六六	一二、九九	一六、五六	一四、八六

(1) この表は、該当年において、実際に生産者が商人に売

(1) 却した一俵当り米穀の平均価格である通商商人の
 (2) この金額の中には、商人の負担に帰する輸送費は含ま
 れないが、肥後米、北陸米、広島渡、一四七〇銭、山陰
 米、西国米同三、四五〇銭を要している
 昭和十七年に食糧管理法が施行されこれに伴う政府の米穀買入
 価格は全国すべて同一となり今日に至っているが、同人が過去
 において多年培った県産米の品質は現在においても依然として
 その声価を保ち特にとり精に伴う歩留の減は他県産のものに比
 し著しく低率であるので、政府としてもこの実情を強く認識さ
 れ、昭和二十七年二月以降県産米の政府売却に当つては岡山、
 三重、愛知県産米等と共に全国最高の歩留標準である九四、五
 %と指示されたが、かくの如きことは広島、山陰の如き消費県産米の
 場合としては異例のことに属する

(ロ) 酒米の普及に貢献している

広島県は酒の産地として夙に知られているが、これが原料であ
 る酒造米は過去においてその大部分が岡山、兵庫等からの適
 質優良品の移入によつて賄われていたのである、同人としては
 全国に亘る手広い米穀取引上の体験から地の利を得ている地元
 において優良な酒造米が生産されることは、米穀の生産者にと
 つて大いに有利なばかりでなく地方産業の健全なる発達のため
 にも貢献し得るものと信じ、大正三年以来関係方面とは緊密な
 る連絡協調の下、県下双三地方、豊田地方及び比婆地方に八反
 の普及を決意し或いは農民に対する講演に、或いは優良品種の
 種子無償配付に非常な努力を傾注した、これか成果は左表の通
 りで大正十二年に至り遂に他府県に移出し得る迄の普及率に達
 し、これによつて生産者の収入は著しく増加し県下酒造業界と
 しては良質の原料米が手近く入手でき、業界の健全なる発達が
 促進されることとなつた。

(一) 広島八反普及状況

区	分	作付面積	一反当	総生産高	県内酒造米
大正	五年	一〇、七四三、〇	一、四六〇	一五、六八五、〇	
"	七年	一八、二五三、三	一、三七〇	二五、〇〇六、九	
"	九年	一、二六四、四	一、四七〇	一六、五五八、七	
"	十一年	一〇、三七五、四	一、五〇六	一五、六二五、四	
"	十三年	一〇、一七四、二	一、六八〇	一七、〇九二、七	
昭和	二年	一〇、五九三、六	一、八七〇	一九、八一〇、〇	
"	四年	九、五一七、七	一、五七三	一四、九七一、三	
"	六年	七、二三三、八	一、五八〇	一一、四三六、四	
"	八年	八、八七三、八	一、七〇六	一五、一三八、七	
"	十年	八、九六三、三	一、六三〇	一四、六〇八、五	
"	十二年	八、一〇五、〇	一、七六〇	一四、二六四、八	
"	十四年	八、三〇一、三	一、七〇一	一七、一、二〇五	
"	十六年	五、六〇七、二	一、七三〇	九、七〇〇、五	
"	十八年	六、二六六、五	一、六九〇	二、一三、一、九	

(二) 広島八反と普通米との売却価格の比較

区	分	八反一俵当り	普通米一俵当り	差
大正	五年	四、一八	三、九八	二〇
"	七年	一、三、九一	一、三、三一	六〇
"	九年	一、六、四二	一、六、〇二	四〇
"	十一年	一、〇、九〇	一、〇、四〇	五〇
"	十三年	一、六、〇八	一、五、四六	六二
昭和	十二年	一、三、七〇	一、〇、七一	三、〇〇
"	十四年	一、二、六二	一、〇、九七	一、六五
"	十六年	七、二六	六、二四	一、〇二

昭和八年	昭和十年	昭和十二年	昭和十四年	昭和十六年
九五一	一二六〇	一三九〇	一九一八	一七三〇
八五〇	一一八〇	一三一三	一六七〇	一五〇〇
一〇二	一八〇	一七七	二四八	二二〇

註 本表価格は該当年の一俵当り平均を示す

昭和十七年食糧管理法施行以来昭和二十五年産米に至る迄政府買入米穀は銘柄について何等の差等を設けずすべてが同一の価格にされていたが、昭和二十六年産米からはじめて酒米についての特別価格が設定され昭和二十六年産広島雄町については基本価格三八一三円に対し三五〇円が更に昭和二十七年産のものについては基本価格三〇〇〇円に対し四〇〇円が加算されており而も消費県としては全く異例の措置として昭和二十五年三〇〇〇石、同二十六年二〇〇〇石、同二十七年三〇〇〇石を政府操作によつて酒米として他県に移出され酒造米としての優

秀性が普く認めらるゝに至つた事實は同人過去における並々ならぬ努力が具現された証左である

(イ) 大正七年米不足による県内混乱を未然に防止した。

大正七年八月米騒動の余波は広島県にも波及し県下人口稠密地域の広島及び呉の両市は險惡の氣配が特に濃厚であつた、当時手広く米穀の取扱に従事していた同人は偶々同人所有倉庫に保管中の精米一〇〇〇俵によつてなかでも特に情勢が悪化している呉市駅前附近及び賀茂郡安芸津町等の人心安定に資せんものと已の損失はいさゝかも顧みず右の精米が当時の価格一升当り五十銭内外となつていたものを五分の一に過ぎない十銭に単価を定め一人当り五升を限り販売し更に貧困等特別の事情がある者に対しては簡單なる官庁その他の証明により一人二升を限つて無償交付を断行した、このことによつて同人個人経済上の損失は当時の貨幣価値をもつてして一万七千余円に達したが臨機

応変のこの措置によつて民情忽ち平静に帰しこれがため、広島県下に關する限り米不足に基く不詳事件は皆無たることを得た

(二) 関東大震災に當り巨額の私財を投ず。

大正十二年九月二日は関東大震災の翌日に當るかこの日字品糧秣廠を通じ同人に対して東京府知事から罹災者救援食糧として精米二万石を早急納入方發註があつた、同人は當時即時調達し得る余力は偶々東京糧秣本廠に納入予定の玄米二万八千俵が深川汲沢倉庫に入庫されているのみであり而もこの玄米すら同倉庫の全焼によつてその大部分が焼米と化し、大災害直後社会不安と相まつて尋常一様の手段では二万石に達する巨額の精米調達は不可能とされたが同人は敢然として關西、中国、四国及び九州にわたつて集米に狂奔しこれに要した巨額の経費は悉く自己の負担とし發註以来僅かに十日を経過した九月十二日には見事に海路にて發註全量を東京に運び糧秣本廠倉庫において東京

の府当局に引渡を了し多数罹災市民の食糧補給に絶大なる貢獻を為している。

三 昭和十五年當時の我が国食糧事情から政府としては米穀について配給規制の必要を認め各都道府県に米穀の共販、共精組合が設けられることとなり同人は推されて県下米穀商を打つて一丸とした広島県米穀商業組合の常務理事となる。組合理事長は佐々木鹿蔵であつたが業界多年の信用と稀に見る高潔なる人格とによつて組合の運営は事実上同人の主宰する所となつたが、その業務運営態度は全く全国の範とされた。即ち父祖伝来の軍納入業務は直ちに組合の業務に切り換え県下約四百軒に達した米穀の卸、小売商に対する営業権の補償、供出精米設備の代金支払、配給通帳制の創設、新配給店舗の割当等制度切換に伴う極めて難事業を実に円滑に為し遂げ県下食糧配給の新使命の達成に一身を捧げた、これは偏に自らは常に無給に甘んじ而も家業は

あけて組合に提供し大所高所から他の業者で家業を失ひ組合に吸収された多数のもの、福祉とし国の食糧行政に寄与しようとする
同人の真摯たる一念により達成されたことに外ならない。

三、昭和二十年の終戦当時同人は食糧管団の別働隊である呉地区食糧国防団の責任者として爆撃下あらゆる困難を克服して食糧の配給業務への協力に全精力を注いでいたが、同年八月六日広島市に原子爆弾が投下され一瞬にして市は灰燼と化し広島市所在管団本部亦この厄に遭ひ剩へ総従業員百九十三人中八割の一五二人の生命を失ひその結果は県下にわたる食糧配給機能は完全に麻痺するの最悪の事態に達した、同日同人は所用のため運よく広島県安芸郡天応町の知人宅にあり広島市八丁堀にあつた事務所、居宅、その他すべての財産は殆んどこれを失つたが生命のみは幸にして無事であることを得た、同人としては事のあまりに重大なのに一身の危険は更に顧みるところなく直ちに徒歩にて広島原爆現場に向

つて出発し途中同じく難を逃れた当時の管団理事長佐々木鹿蔵と共に応急善後策について協議を遂げ八月七日精米を呉市より四百俵、三次地区より同二百俵、八月八日尾の道市より同四百五十俵、福山市より同二百五十俵、同九日三原市より同三百俵を緊急輸送を筆舌では現し得ない悪条件下に自ら随頭に立つて敢行しているこのかたわら本部の焼失に伴ひ総てを失つた帳簿、書類の作製或いは配給業務の手配その他業務の運営に最少限度必要とする各般の事務を徹宵指揮すること同十月中旬迄に及んでいる、中上管てなき原爆に遭ひ機能を全く喪失した広島県下の主要食糧配給業務が終戦後僅かに八日をいですして曲りなりにも軌道に乗ることを得た成果たるやまことに特筆すべきものがあり、これが推進力となつた同人の一身を顧みない海に偉大なる功績に對しては国民の名において感謝の意を捧げざるを得ない。

四、昭和二十年十月招かれて同人は広島県食糧管団業務部長となり昭

昭和二十三年二月食糧営団が食糧配給公団に改組されると共に公団
広島県支局総務部長兼経理部長に任命され更に昭和二十五年十二
月には広島県支局長になり、昭和二十六年三月公団機構の民営切
換に伴い広島県食糧協同組合連合会長に選任され今日に及んでい
るが、この間における同人の功績中主要なるものは次の通りであ
る。

(1) 広島県民の士気の振興に貢献している。

原爆の被害によつて広島市の大半を失つた広島県民は精神的に
又物質的に生活の中樞を剝奪され士気あがらず市内は終戦後約
半歳にわたつて一望荒野の観を呈していた、これかため市の産
業は振はす、文化は興らず市民の心情は実に暗澹たるものであ
つたのでこれを払拭し将来に光明を抱かせるためには何をおい
ても市の復興であるとの信念に燃えた同人は当時の営団理事長
佐々木鹿蔵に強く献策し広島市桐木町九〇一番地の一角をとし

(2) 営団本部建物を新築すること計畫し同人個人としては多額
の負担も敢えてして、昭和二十一年六月一日起工昭和二十二年
八月一日竣工を見た、この建物は木造二階建総坪数五百八十坪
からなり当時の資材及び労力事情からすれば全国的にも珍らし
き美事なる建築物であり、この企てに刺戟されて市内各所に逐
次適当な建物工事が進められ、これに伴う県内及び県外からの
往来漸く繁く同人最初の企畫が直接、間接に市民及び県民の士
気の振興乃至は市の復興に大きな貢献を為したものである。

(3) 事務処理上の卓越性

同人が営団の業務部長、専任公団支局長、総務部長兼経理部長及び
支局長の五年に亘つて、筆を執るべきことは、従来業務に及
上、不正事件が皆無であつたこと、経理上極度に濫費を戒め、た
結果、営団、公団を通じて多額の黒字を残し、六、七、八、九、十、
に、当、り、県、下、七、百、有、余、の、配、給、所、に、お、い、て、売、掛、金、が、皆、無、で、あ、つ、た、こ

皇清乾隆十九年八月

廣德縣令程崇用常督理予

自昭和二十三年二月

広島県食糧営団業務部長

至昭和二十五年十二月

食糧配給公団広島県支局総務部長兼経理部長

至昭和二十六年三月
自昭和二十六年三月

食糧配給公社 広島県支局長

自昭和二十六年三月

國軍糧食協同糾合連合會長

自昭和二十六年三月

全糧連中國プロソウ会友

自昭和二十六年四月
至現在

広島県主要食糧卸業者協議会

自昭和二十七年一月
至現在

廣島食糧株式會社取締役

陸軍大臣より表彰

明宣二十二年十月二十

明倫彙編 家範典 卷一百一十一

海軍大臣より表彰状を受けた
農林大臣より感謝状を受けた
大藏省管財局長より感謝状を
罰

受けた 三六六二

右の通り相違ありません
昭和二十八年二月十

六日 右 晏 昌 次 郎

身
分
調
書

一、本 籍 地 広島県賀茂郡安芸津町三、六九二

一、現住所 広島県安芸郡天応町一七八五

長尾次郎
明治二十二年七月二十一日生

一、改氏名なし

一勳
等
なし

一、褒章授賜なし

一、 刑なし

右の通り相違なし

昭和廿八年五月十六日

產島縣賀茂郡安藝津町長本田卓